



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年10月30日

担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	松本 桂一郎
	室長補佐 (電話)	腰越 晴彦 048-600-6201

相談・助言・あっせんのトップはすべて「いじめ・嫌がらせ」

《平成27年度上半期「個別労働紛争解決制度」の利用状況》

	27年度上半期	26年度上半期	前年同期比
1 総合労働相談件数	26,819件	(25,509件)	5.1%増
うち民事上の個別労働紛争件数	5,582件	(5,164件)	8.1%増
2 助言・指導申出受付件数	272件	(280件)	2.9%減
3 あっせん申請受理件数	99件	(121件)	18.1%減

〈ポイント〉

- 平成27年度上半期に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は、5.1%増加しています(→図1)。
民事上の個別労働紛争の件数は8.1%増加しており、内容別にみると、「いじめ・嫌がらせ」がトップで、全体の25%を占めています(→図2、3)。
- 助言・指導申出受付件数は2.9%減少しており、内容別にみると「いじめ・嫌がらせ」が21%を占め「その他労働条件」が続きます(→図4、5)。
- あっせん申請受理件数は18.1%減少しています。内容別にみると「いじめ・嫌がらせ」が37.4%(前年20.7%)を占め「解雇」が19.2%(前年32.2%)で続きますが、「いじめ・嫌がらせ」に係る申請が増加し、「解雇」に係る申請が減少しました(→図6、7)。

* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です。

1 総合労働相談受付状況

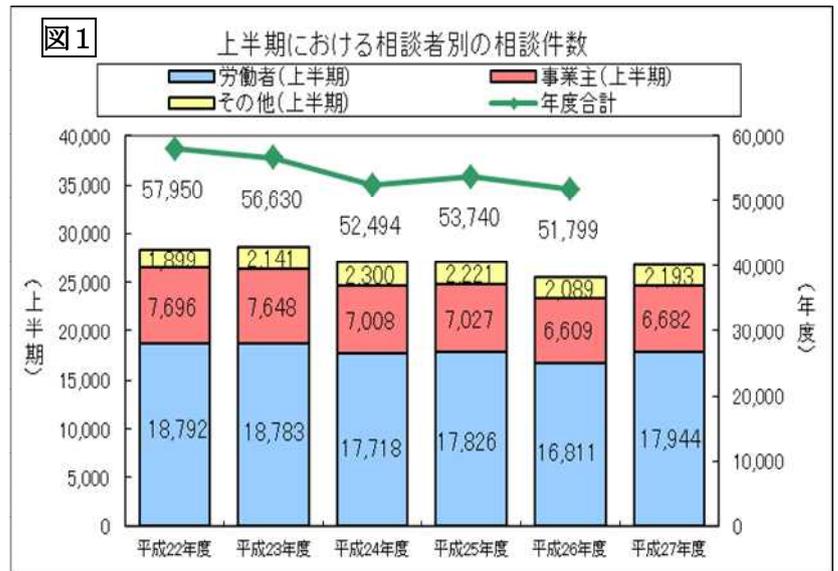
◇ 総合労働相談とは

総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では局企画室を含め県内 10 か所に「総合労働相談コーナー」を設け、専門の総合労働相談員が面談あるいは電話で対応しています。

◇ 総合労働相談件数

平成 27 年度上半期に寄せられた相談件数は、前年同期比 5.1%増の 26,819 件でした。相談者の内訳は、労働者からの相談が 17,944 件 (66.9%)、使用者からの相談が 6,682 件 (24.9%)、そして友人・家族等当事者以外からの相談が 2,193 件 (8.2%) でした (図1)。



◇ 民事上の個別労働紛争とは

民事上の個別労働紛争とは、総合労働相談のうち労働基準監督署で扱う労働基準法違反にかかる事案やハローワークで取り扱う雇用保険法にかかる事案等、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

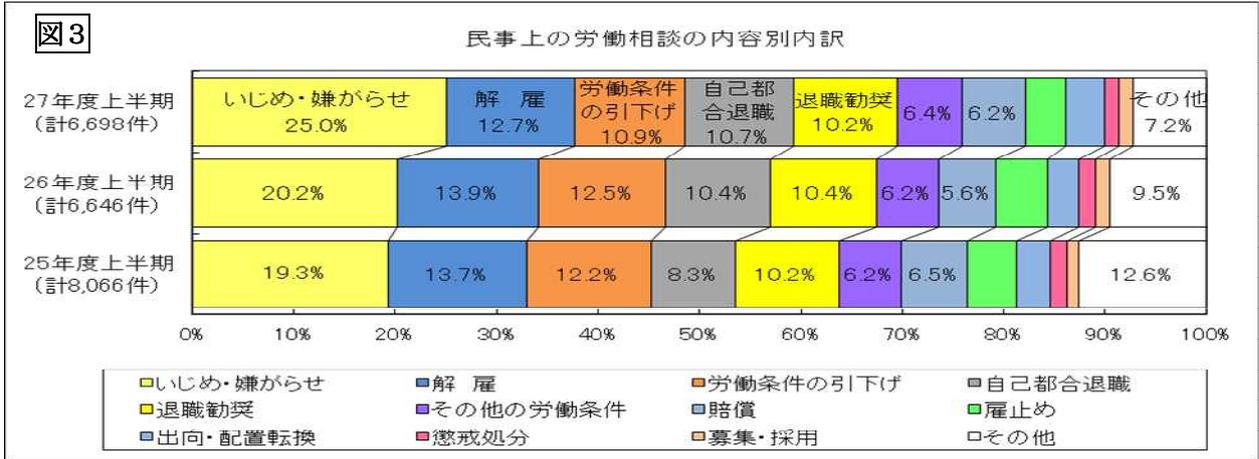
◇ 民事上の個別労働紛争の件数と内訳

平成 27 年度上半期の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は前年同期比 8.1%増の 5,582 件でした (図2)。

相談を受けたものを内容別に分類・整理すると相談件数は6,698件(延べ・複数分類)で、このうち「いじめ・嫌がらせ」が1,675件(全相談件数の25.0%)と最も多く、「解雇」(普通・整理・懲戒解雇)848件(12.7%)、「労働条件の引下げ」730件(10.9%)、「自己都合退職」715件(10.7%)と続いています。

「いじめ・嫌がらせ」の全相談件数における割合は拡大傾向にあります(図3)。





2 助言・指導申出状況

◇ 助言・指導とは

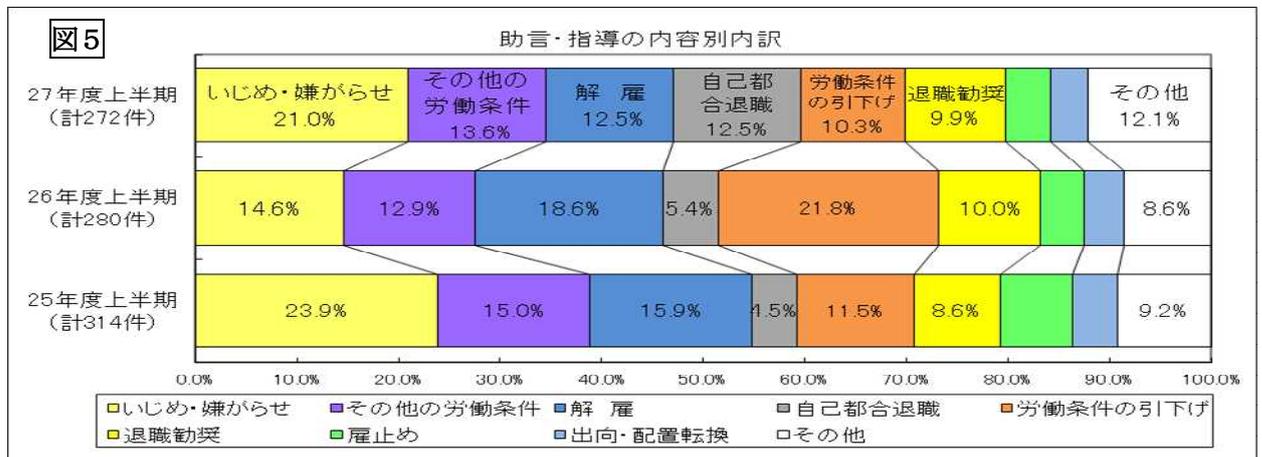
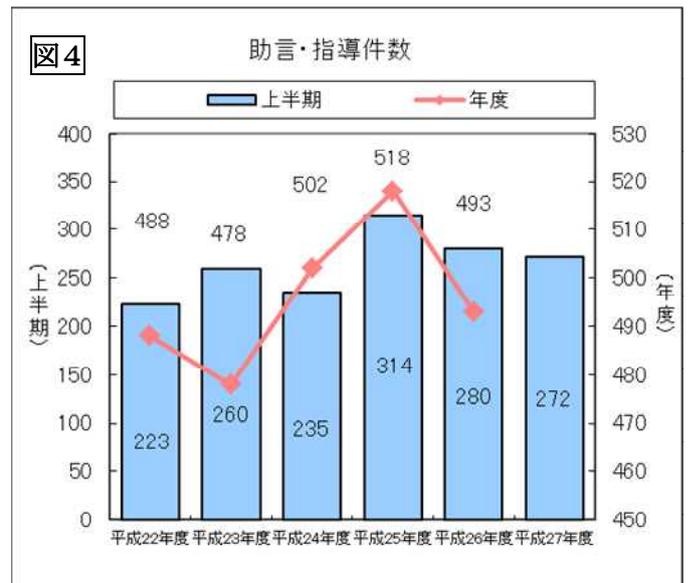
助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対して問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

したがって、労働基準監督署等が行う行政指導とは性格が異なり、一定の措置の実施を強制するものではありません。

◇ 助言・指導の件数と内容

埼玉労働局長による上半期の助言・指導の申出受付件数は、前年同期比 2.9%減の 272 件でした(図4)。労働者からの申し出は 270 件、事業主からの申し出は 2 件でした。就労状況別にみると正社員 134 人、非正社員 125 人、その他・不明 13 人でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 57 件と最も多く、申出件数全体の 21.0%を占め、続いて「その他の労働条件」に関するものが 37 件(13.6%)、「解雇」「自己都合退職」がそれぞれ 34 件(12.5%)となっています(図5)。



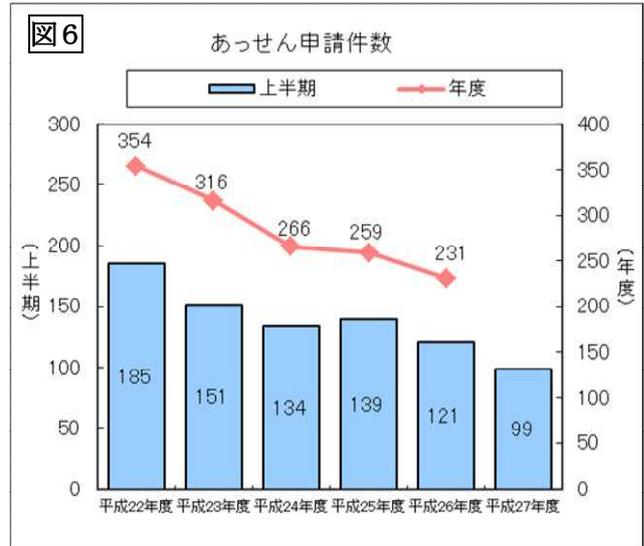
3 紛争調整委員会によるあっせん

◇ あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

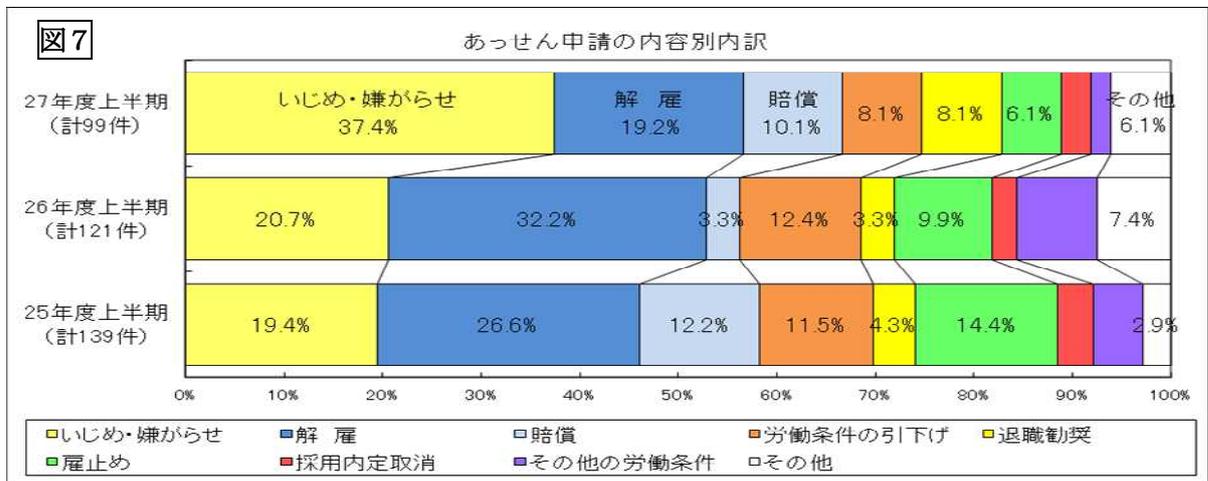
◇ あっせん件数の推移

平成 27 年度上半期のあっせん申請受理件数は、前年同期比 18.1%減の 99 件でした。このうち、労働者からの申請は 94 件、事業主からの申請は 5 件でした（図 6）。



◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請 99 件の主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」が 37 件（前年 25 件）と最も多く、あっせん申請件数全体の 37.4% を占め、「解雇」が 19 件（前年 39 件）で 19.2% を占め、「賠償」が 10 件（10.1%）「労働条件の引下げ」「退職勧奨」がそれぞれ 8 件（8.1%）となっています（図 7）。



◇ あっせんの実施状況

平成 27 年度上半期にあっせんを終了した事案は 96 件です。このうち、

- ① 合意が成立したもの 26 件（解決率 27.1%、当事者間和解 1 件を含む）
- ② 申請が取下げられたもの 7 件
- ③ その他 63 件（参考：「その他」の 63 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。）

となっています。

被申請人があっせんに参加した場合、68.4%が合意成立（平成 27 年度上半期あっせん開催 38 件中、合意成立 26 件）しています。

◇ 処理に要した期間

あっせんを終了した 96 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 51.0%、1 か月超え 2 か月以内が 31.3%、2 か月超え 3 ヶ月以内が 16.7%となっています。1 件を除き 3 ヶ月以内に終了し、82.3%が 2 ヶ月以内に終了しており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせに関する紛争

A社で労働者Bさんは正社員として採用されたが、上司Cさんから度々叱責を受け、仕事のことでCさんに質問しても答えてもらえず、無視されることとなった。Cさんの上司らはいじめを受けていることを知りながら、放置していた。

Bさんは次第に精神的に追い詰められ、病院を受診したところ、うつ病と診断され、入院することとなった。A社はBさんに休職期間満了までに復職できなければ辞めてもらおうと伝えた。

Bさんは、上司Cからのいじめ嫌がらせにより病気になったのに退職を余儀なくされることに納得いかず、助言を申し出た。

助言の結果

労働局からA社の責任者に連絡し、Cさんからの叱責や無視により、Bさんが体調を崩し、入院に至り退職を余儀なくされたことや、いじめの事実を知りながら適切な対応を取らなかったと申し出ていることを伝え、当事者間の話し合いを勧めた。

この助言を受けてA社の責任者は詳細を各関係者から確認し、Bさん、Cさんの上司らと話し合いを行った結果、体調回復までは軽度の業務を行うこと、回復した際には勤務場所、業務内容を考慮することとなった。

～あっせん解決事例～

解雇に関する紛争

Dさんは中小企業のE社に経理事務担当者として雇用され、長く勤務してきた。現場で働いたE社の代表者が健康を害し現場仕事が難しくなり、Dさんが一人で行っていた経理事務をE社の代表者が行うこととし、Dさんは解雇された。

Dさんは不当解雇であり、経済的・精神的損害に対する補償金の支払を求めあっせん申請をしたもの。

あっせんの結果

E社の代表者は経営状態が悪く、Dさんの解雇は不当ではないと主張したが、あっせん委員は、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない解雇は無効とされることを説明し、また、整理解雇に関する裁判の例などを紹介しながら、歩み寄りによる和解を求めたところ、代表者は、ほぼDさんの主張を認める形で補償金を支払うことに同意し、和解が成立した。

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名 称		所 在 地	電 話 番 号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
☆	埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
☆	川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
☆	熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
☆	川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
☆	春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
☆	所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
	行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
	秩父 総合労働相談コーナー	〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

☆は女性相談員が配置されている相談コーナー